

議案第 85 号

市川市小規模企業者経営安定化緊急対策利子補給条例の一部改正
について

市川市小規模企業者経営安定化緊急対策利子補給条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

平成 22 年 3 月 2 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市小規模企業者経営安定化緊急対策利子補給条例の一部を改
正する条例

市川市小規模企業者経営安定化緊急対策利子補給条例（平成 21 年条例第 9
号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「原材料価格、仕入価格等の高騰による売上げの減少等により企業
経営が悪化している経済状況にかんがみ、」を「国際的な金融不安等を契機とし
た現下の厳しい経済状況にかんがみ、売上げの減少等により」に改める。

第 2 条第 2 号、附則第 3 項及び附則第 4 項中「平成 22 年 3 月 31 日」を「平
成 23 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

国際的な金融不安等を契機とした現下の厳しい経済状況を踏まえ、小規模企業者の経営の安定に資するため、緊急保証制度資金の融資を受けた小規模企業者を対象とする利子補給制度を1年間延長する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。